

- 第1条 (名称)  
本講座は、Doアリーナと称する。(以下、スクール)。
- 第2条 (目的)  
本スクールは、専任コーチによる一貫した技術指導を行い、フィットネス及び幼児スクールに対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、地域社会での生き方、学び方を指導し、スポーツの振興を目的とする。
- 第3条 (会員証)  
1. 会員には、会員証を交付する。会員が本スクールを利用する時は、会員証を提示しなければならない。  
2. 会員証に記載された会員以外への会員証の貸与、会員資格の譲渡は出来ないものとする。  
3. 会員証を紛失・破損した場合は速やかに届け出るものとし、会員証等の再発行を受ける際には手数料(525円)を徴収するものとする。
- 第4条 (入会資格)  
本スクールは各コース別に ONE(レッスン)会員、SELECT(チケット)会員を設置し、各会員別に定められた資格に該当し、かつ、本スクールの主旨に賛同したものとする。  
但し、カワイ音楽教室は、ONE(レッスン)会員のみを設置するものとする。
- 第5条 (授業日時)  
会員は、各レッスン別に定められた日の定められた時間に授業を受けることができる。但し、状況により、日時の変更があった場合は、その変更になった日時とする。  
授業を欠席する場合は、スクールへ事前に連絡しなければならない。
- 第6条 (休講日)  
本スクールは、台風・大雪・地震等による、やむを得ない事由が発生した場合は、休講とすることができる。(原則として振替授業は行わない。)  
専任コーチによるスクール休講の場合は、特別な事情を除き振替授業を行うものとする。
- 第7条 (入会手続き)  
①入会希望者は、別に定める入会申込書に同意及び必要事項を記入し、承認を得て、所定の費用(入会事務手数料・初回2ヶ月分の月会費)を納入しなければならない。あわせて、預金口座振替依頼書を提出する。  
尚、虚偽の申請をした者には、入会又は会員資格の取り消しを行うことがある。  
②入会時は、入会月と入会月翌月の2ヶ月分を現金で納入し、それ以降の月は申し出のあった金融機関からの口座振替により納入するものとする。
- 第8条 (月会費の納入)  
① 入会時に登録したレッスン毎に定められた月会費を納入するものとする。  
② 会員は、別に定めるところに従い月会費を1ヶ月毎に前納しなければならない。  
③ 原則として、月会費は、毎月27日前後に翌月分を、申し出のあった金融機関から口座振替にて納入する。  
④ 授業を欠席した場合の会費は、一切返還しない。未納の場合はさかのぼって未納分を納入しなければならない。
- 第9条 (会費の不返還)  
一旦納入した月会費は、原則として理由の如何を問わず返還しない。  
但し、過失又はやむをえない事由による場合は、協議のうえ、返還することができる。
- 第10条 (会員の遵守義務)  
会員は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。  
1. 指定期限までに会費を納入すること。※会費を5ヶ月以上滞納した者は、強制退会とすることができる。  
2. 会員登録の際に届け出た氏名・住所・連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに申し出て、変更の手続きを行うこと。  
3. 届出または利用等に際して名義等の偽りをしないこと。  
4. 当該規約、その他の実施施設の諸規則を遵守すること。  
5. 当該施設の秩序を乱す、あるいは本スクールの名誉を傷つけるなど会員としての品位を損なうと認められる行為をしないこと。  
6. 会員は、諸施設の利用について、各施設により定められた規則並びに従業員の指示を遵守しなければならない。

第11条 (会員資格の停止及び除名)

第 10 条に示す各号の義務を遵守しない会員については、本スクールの判断により、会員資格を停止又は除名することがある。

第12条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号にひとつでも該当する場合、その会員資格を失うものとする。

1. 退会
2. 強制退会
3. 除名

第13条 (会員の休会)

- ① 会員は 1 ヶ月単位で休会する事ができる。この場合、休会を希望する月の前月の10日までに会員証を持参の上、フロントにて所定の用紙を提出するものとする。
- ② 引き続き休会を希望する場合は、毎前月10日までに所定の用紙を提出するものとする。休会の申出がない場合は、復帰とみなし、定額の月会費が発生する。なお、電話連絡による休会は受理しない。
- ③ 6ヶ月間以上の休会申請については、原則認めない。

第14条 (休会期間中の会費)

1. 休会期間中の会費に関しては、1,050 円(月額)を納入するものとする。
2. 第 8 条(月会費の納入)に準じ、休会費は原則として、前月 27 日前後に翌月分休会費を、申し出のあった金融機関から口座振替にて前納するものとする。但し、フロントにて休会の書類を提出する際に、現金にて納入することもできる。
3. 休会手数料は、復帰された場合にのみ復帰した月会費から差し引く。但し、割引の対象となるのは復帰月の会費 1 ヶ月分のみとする。

第15条 (クラス変更・会員区分の変更)

会員は、クラス変更・会員区分の変更を希望する月の前月の10日までに、フロントにて変更届に必要な事項を記入の上、提出するものとする。変更が可能となり次第、速やかに会員に通知するものとし、通知を受けた会員は、フロントにて所定の用紙を提出するものとする。

第16条 (会員の退会)

会員は、退会希望月の当月の10日までに、会員証を持参の上、フロントにて所定の用紙を提出するものとする。退会希望月の当月10日を過ぎても退会の申し出は、翌々月からの退会とし、翌月の月会費は全額納入するものとする。なお、電話連絡による退会は認めない。退会したものが、再び入会する際には、第 7 条(入会手続き)に基づき、新規入会手続きをするものとする。

第17条 (登録事項変更届)

会員は、住所または連絡先等、入会申込の際に届け出た事項に変更のあった場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

第18条 (休業日・定休日)

休館日・定休日については、1F 受付・2F フロント又はスタジオ前の掲示板にて確認するものとする。

第19条 (施設の閉鎖・臨時休館)

下記の場合、施設全館もしくは一部を閉鎖又は臨時休館することが出来るものとする。

1. 天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
2. 改造・補修・点検等を行うとき。
3. 競技会等の特別行事を開催するとき。
4. 法令上の制定・改廃・行政指導・社会情勢等によるとき。
5. 運営上必要と認められたとき。

※本規約は平成 23 年 9 月 1 日より適用する。